

平成21年9月30日

各厚生労働大臣認可 

水道事業者
水道用水供給事業者

 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

消費者庁関連法（「消費者庁及び消費者委員会設置法」（平成21年法律第48号）、「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成21年法律第49号）及び「消費者安全法」（平成21年法律第50号）の3法をいう。以下同じ。）は、平成21年5月29日に成立し、6月5日に公布されました。その後も関係政府令の策定等の施行準備が進められ、消費者庁関連法は平成21年9月1日より施行されたとともに、同日に消費者庁及び消費者委員会が設置されました。また、消費者庁において、「消費者安全法の解釈に関する考え方」が公表されたとともに、「消費者事故等の通知の運用マニュアル（案）」及び「消費者事故等情報通知様式」が示されたところです。（別添参照）

消費者庁関連法の施行に伴い、地方公共団体である水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）において、水道水の供給に起因した重大事故等が発生したことを把握した場合や、事故等の態様に照らして被害が拡大するおそれがある消費者事故等が発生したことを把握した場合等においては、消費者安全法第12条第1項又は第2項の規定により、消費者庁長官に対して当該事故が発生した旨を通知することが義務づけられています。特に、重大事故等が発生した場合には、直ちに消費者庁長官に通知することが義務づけられており、とりわけ迅速な対応が求められます。ただし、地方公共団体から各府省に対して重大事故等などに関する情報の通知がなされる場合には、通知を受けた各府省が消費者庁へ通知することとして差し支えないこととされています。

当課では、平成19年6月19日付け事務連絡「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（以下「平成19年事務連絡」という。）により、水道事業者等に対して水道に係る事故の発生等に関して当課への情報提供を依頼しておりますが、今後、重大事故等などの発生を把握した場合においては、従前と同様、平成19年事務連絡に基づき、当課への速やかな情報提供をお願いします。当課において重大事故等などが発生した旨の情報提供を受けた場合には、その旨の消費者庁への通知は当省において行います。

つきましては、下記事項にもご留意の上、水道に係る事故発生時等における当課への情報提供につき、引き続き適切な対応を図っていただくよう、お願いいたします。

記

## 1. 消費者庁関連法の概要

「消費者庁及び消費者委員会設置法」は、消費者の利益の擁護及び増進等に関する事務を一体的に行うため、内閣府の外局として消費者庁を設置することや、内閣府に「消費者委員会」を設置すること等が規定されている。

「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」は、消費者の利益の擁護及び増進を効果的に図ることができるようにするため、これまで各府省が所管していた消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管するための法律である。

「消費者安全法」は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的とされており、具体的には、

- 消費者安全の確保に関する基本方針の策定、
  - 地方公共団体において消費生活相談等の事務を行う消費生活センターを法律上位置づけ、
  - 消費者庁による情報の集約体制の整備、
  - 被害の発生・拡大の防止のための措置として、内閣総理大臣による関係各大臣に対する措置の実施要求や、いわゆるすきま事案について内閣総理大臣自らが行う事業者に対する勧告や命令等の実施、
- 等が規定されている。

## 2. 消費者安全法令のポイント

※ 詳細は、消費者安全法令、「消費者安全法の解釈に関する考え方」、「消費者事故等の通知の運用マニュアル（案）」等を参照願います。

### (1) 定義

#### ① 「消費者事故等」の定義（消費者安全法第2条第5項、同法施行令第1条～第3条など）

「消費者事故等」は、次に掲げる事故又は事態をいう。

- (a) 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者において死亡、治療に要する期間が1日以上である負傷・疾病又は一酸化炭素中毒の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
- (b) 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、(a)に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして一定要件（(i)生命・身体の安全確保に関する基準への不適合、(ii)劣化又は異常の発生、(iii)飲食の用に供する物品について、汚染、異物混入等の異常の発生、(iv)消費者の窒息等の生命・身体に対する著しい危険の発生等）に該当するもの
- (c) (a)・(b)に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって一定要件に該当するものが事業者により行われた事態

#### ② 「重大事故等」の定義（消費者安全法第2条第6項、同法施行令第4条・第5条など）

「重大事故等」は、次に掲げる事故又は事態をいう。

- (a) ①(a)に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして一定要件（死亡、負傷・疾病であ

って治療に要する期間が30日以上であるもの又は一定要件を満たす後遺障害、一酸化炭素中毒)に該当するもの

- (b) ①(b)に掲げる事態のうち、②(a)に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして一定要件((i)商品等又は役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)・施設・工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損・故障・汚染・変質その他の劣化が生じていたこと、(ii)商品等又は役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものに限る。)に、毒物及び劇物取締法第2条第1項・第2項に規定する毒物・劇物、薬事法第44条第1項・第2項に規定する毒薬・劇薬又はこれらと同等の毒性・劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと)に該当するもの
- (c) ①(b)に掲げる事務のうち、②(a)に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして、②(b)のほか、商品等又は役務の使用等において、消費者に窒息その他の生命・身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

(2) 消費者事故等の発生に関する情報の通知(消費者安全法第12条、同法施行規則第9条など)

- ① 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要その他の事項を通知しなければならない。通知手段として電話、FAX、電子メールが、通知すべき事項として発生日時・場所、情報を得た日時・方法、事故等の態様、事故原因、被害状況が規定されている。(消費者安全法第12条第1項、同法施行規則第9条第1項・第2項、「消費者事故等の通知の運用マニュアル(案)」)

地方公営企業において得た情報についても、消費者庁に通知されるべきとされている。(「消費者安全法の解釈に関する考え方」)

なお、消費者安全法の規定による内閣総理大臣の権限の一部は、同法第23条及び同法施行令第8条の規定により消費者庁長官に委任されており、本規定における内閣総理大臣の権限は消費者庁長官に委任されている。(2)②、(2)③、(4)①及び(5)において同じ。)

- ② 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様等に照らし、被害が拡大し、又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他の事項を通知するものとする。通知手段として電話、FAX、電子メール等が、通知すべき事項として発生日時・場所、情報を得た日時・方法、事故等の態様、事故原因、被害状況、その他関連事項が規定されている。(消費者安全法第12条第2項、同法施行規則第9条第3項・第4項、「消費者事故等の通知の運用マニュアル(案)」)
- ③ ①・②の規定は、その通知をすべき者が次に示すいずれかに該当するときは、適用しない。(消費者安全法第12条第3項、同法施行規則第9条第5項)なお、地方公共団体から各省庁へなされる情報の通知について、法令に基づくもののほか、実務上確立されているものについても、当該各省庁から消費者庁へ通知することにかまわないとされている。(「消費者事故等の通知の運用マニュアル(案)」)

- (a) 次の(i)から(iv)までに掲げる者であって、それぞれ(i)から(iv)までに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならない

いこととされているもの

- (i) 行政機関の長 内閣総理大臣
- (ii) 都道府県知事 行政機関の長
- (iii) 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
- (iv) 国民生活センターの長 行政機関の長

(b) ①・②により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者((a)に該当する者を除く。)

(c) (a)、(b)に掲げる者に準ずるものとして一定要件(次の(i)から(iv)までに掲げる者であつて、それぞれ(i)から(iv)までに定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているもの)に該当する者((a)、(b)に該当する者を除く。)

- (i) 行政機関の長 内閣総理大臣
- (ii) 都道府県知事 行政機関の長
- (iii) 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
- (iv) 国民生活センターの長 行政機関の長

(3) 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求(消費者安全法第16条)

内閣総理大臣は、(2)による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

(4) 事業者に対する勧告及び命令(消費者安全法第17条)

① 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

② 内閣総理大臣は、①による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(5) 報告・立入調査等(消費者安全法第22条)

内閣総理大臣は、法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。

### 3. 水道に係る重大事故等などの発生を把握した場合の対応

地方公共団体である水道事業者等において、水道水の供給に起因した重大事故等が発生したことを把握した場合や、事故等の態様等に照らして被害が拡大するおそれがある消費者事故等が発生したことを把握した場合等においては、従前と同様、平成 19 年事務連絡に基づき、当課への速やかな情報提供をお願いします。当課において重大事故等などが発生した旨の情報提供を受けた場合には、その旨の消費者庁への通知は当省において行います。なお、消費者庁への通知の対象となりうる水道水の供給に起因した事故等は、例えば、耐塩素性病原生物による水道水汚染に起因した健康被害、管理不徹底な簡易専用水道に起因した健康被害、水道法規制対象外である小規模水道や小規模貯水槽水道に起因した健康被害又は給水装置・給水装置工事に起因した健康被害が発生した事故等が挙げられます。（なお、簡易専用水道、小規模水道又は小規模貯水槽水道に起因した健康被害が発生した場合において、都道府県・保健所設置市等の監督権者等が当該事故等の発生を把握した場合には、当該都道府県等より当課への情報提供が行われることとなりますので、ご留意願います。）また、現に健康被害が発生していなくても、例えば、水道水質が水質基準を継続的に超過していたり、水道施設が技術的基準を満足していないこと等により、健康被害が発生・拡大するおそれがある場合には、消費者庁への通知の対象となりうるので、ご留意願います。

なお、地方公共団体である水道事業者等において、水道水の供給に起因した重大事故等などの発生を把握した場合であって、当課への通知が行われなかった場合には、消費者安全法において求められる措置を履行したことになると思料されますので、ご留意願います。

#### (参考)

○消費者庁ホームページ（「安全」のページに、消費者安全法令、「消費者安全法の解釈に関する考え方」等が掲載されています。）

<http://www.caa.go.jp/>

○首相官邸 消費者行政推進会議のページ（消費者庁関連法令等が掲載されています。）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/index.html>

○消費者の窓のページ

<http://www.consumer.go.jp/>

○厚生労働省健康局水道課 通知・事務連絡のページ（平成 19 年事務連絡が掲載されています。）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html>